

人員に関する基準

1 サービス提供責任者の配置

事例

- ✓ 利用者の数に応じたサービス提供責任者が配置されていない。
- ✓ サービス提供責任者が併設の他事業所の職務（有料老人ホームの職員等）を兼務しており、常勤職員が配置されていない。
- ✓ 非常勤職員であるサービス提供責任者の勤務時間数が月 30 時間程度であった。

指導・ポイント

- 利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上のサービス提供責任者を配置すること。なお、利用者の数とは前 3 月の平均値であり、暦月ごとの実利用者数の数を合算し、3 で除して得た数である。
- サービス提供責任者は、常勤の専ら指定訪問介護に従事する職員を配置すること。
- 利用者の数が 40 人を超える事業所については、サービス提供責任者の員数を常勤換算方法によることができるが、配置できる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならないこと。

基準

【居宅基準省令第 5 条第 2 項、第 4 項】

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（中略）の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービスの提供に関する責任者（以下「サービス提供責任者」という。）としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。〔後略〕

【居宅基準省令解釈通知 第 3 の一の 1 (2) ②】

- ② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができるとされたが、〔中略〕サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）の 2 分の 1 以上に達している者でなければならない。〔後略〕

運営に関する基準

1 訪問介護計画の作成

事例

- ✓ 居宅サービス計画の変更等によりサービスの内容が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画の内容を更新していない。
- ✓ 訪問介護計画の期間中に実施する訪問サービスの時間数又は日数を変更したが、訪問介護計画の変更は行っていない。
- ✓ 訪問介護計画に、具体的な内容が記載されていない。

指導・ポイント

- 訪問介護計画については、サービス内容の変更等に応じて随時変更すること。また、変更した場合には、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 訪問介護計画の作成にあたっては、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

基準

【居宅基準省令第24条第1項、第2項】

第24条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の一の3の(14)①②】

①〔前略〕訪問介護計画の作成にあたっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。〔後略〕

②（前略）訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

2 勤務体制の確保等

事例

- ✓ 月ごとの勤務表は作成されているが、職種、常勤・非常勤の別、兼務関係等について表記されていない。
- ✓ 管理者がサービス提供責任者を兼務しているが、各職種における勤務時間数が明確になっていない。

指導・ポイント

- 月ごとの勤務表に、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を記載すること。

基準

【居宅基準省令第30条第1項】

第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

【居宅基準省令解釈通知 第3の一の3(21)①】

- ① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

介護報酬

1 初回加算

事例

- ✓ サービス提供責任者が同行訪問した記録がない。

指導・ポイント

- サービス提供責任者が同行訪問した旨をサービス実施記録等に残しておくこと。

基準

【居宅報酬告示 別表1ニ】

ニ〔前略〕新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、〔中略〕加算する。

2 通院等乗降介助

事例

- ✓ 院内介助を伴う通院介助について、一律に院内介助の時間を含めて身体介護で算定している。
- ✓ 通院介助に際して、外出に直接関連する身体介護を20分未満しか行っていないにもかかわらず、通院介助を含めた一連の時間について、身体介護で算定している。

指導・ポイント

- 『「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について』を参照の上、通院等乗降介助と身体介護中心型のいずれが適用になるか確認すること。
- また、院内介助の取り扱いについては、その必要性について介護支援専門員と十分に検討を行い、疑義がある場合には保険者に確認すること。

基準

【「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について（平成15年5月8日老振発第0508001号・老老発第0508001号）】

「通院等のための乗車又は後車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係については、別紙に標準的な事例を示すので、〔中略〕留意すること。

【訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）】

〔前略〕「基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる」とされているところです（ただし、「通院等のための乗車又は降車が中心である場合」の院内介助については、「通院のための乗車又は降車の介助」として包括して評価されます。）。

院内介助が認められる場合については各保険者の判断となります。〔後略〕

3 同一敷地内建物等減算

事例

✓ 事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

➤ 減算の対象となる建物は種別（有料老人ホーム、一般的な集合住宅等）を問わないことに留意し、要件に該当する場合は適正に減算すること。

基準

【居宅報酬告示 別表1イ～ハ注10】

注10 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

《参考：同一敷地内建物等減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内(同一の建物内を含む)・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0～19	減算(100分の90)	減算なし
	20～49		減算(100分の90)
	50～	減算(100分の85)	

※いずれも建物の種別(養護老人ホーム、一般的な集合住宅等)を問わず適用される。

4 訪問介護の所要時間

事例

- ✓ 1人の利用者に対して身体介護を行った後、引き続き別の訪問介護員が生活援助を行った事案において、それぞれの訪問介護員が行ったサービスごとに所定単位数を算定している。

指導・ポイント

- サービス提供の間隔がおおむね2時間未満の場合には、それぞれの所要時間を合算して算定すること。

基準

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の2(4)④】

- ④ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）。

5 緊急時訪問介護加算

事例

- ✓ 計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を行った際に、利用者又はその家族等から要請のあった時間を記録していない。

指導・ポイント

- 計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行う場合には、要請のあった時間を記録すること。

基準

【居宅報酬告示留意事項通知 第2の2(18)⑥】

- ⑥ 緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。